



(公表資料)

職員の懲戒処分について

処分内容	<p>日田玖珠広域消防組合日田消防署職員による公務外横領が判明したことに伴い、令和5年11月16日に、同消防組合分限懲戒審査委員会を開催し審議の結果、令和5年11月17日付けで懲戒処分としました。処分対象者から、同日付けで退職届が提出されましたので受理しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処 分 : (懲戒処分) 停職 5か月 ・ 処分者 : 所属・日田消防署 ・ 階級: 消防士長 ・ 年齢: 30歳代 ・ 性別: 男性 </div>
事件概要 及び経緯	<p>令和4年3月から令和5年9月までの間に、職員間で組織する任意団体が取り扱う生命共済(保険)掛金が入金される口座の管理等をまかされていた当該職員が、現金を扱うことなく保険受元口座へ振り込みを行うことになっているにもかかわらず、指定口座に入金された職員給与等から控除された掛金を一旦、口座から現金で引き出し、一部を私的に流用。数日後に元の金額に戻して振り込む行為を繰り返していました。また、再任用職員から預かった同共済の掛金も全額を私的に流用していました。</p> <p>当該職員が、令和5年9月中旬から体調不良により病気休暇に入り、掛金の振り込み処理ができなくなっていたため、他の職員が通帳等関係書類を引継ぎ、掛金の振り込み処理をしようとした際、書類等の不備に気づき本人に問い質したところ不正に関しての告白があり事件が発覚したものです。</p> <p>なお、流用金の使用用途は、借金の返済とのことでした。</p> <p>また、私的に流用した掛金は全て自己填補し期日に振り込みを完了していました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※・掛金預り時の現金流用回数は2回で、賞与時の現金流用回数は1回でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例月給与控除の掛金入金口座からの現金引き出し回数は計6回でした。 ・ 流用額は、総計190万円ほどになります。 <p>※ 今回の件での刑事告訴は、考えておりません。</p> </div>
今後の再発 防止について	<p>職員への倫理・服務研修を早急 to 実施し公務員としての法令遵守について指導を徹底します。</p>